

貨物自動車運送事業者数及び車両数

平成28年3月31日現在

支局別	区分	一般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業  (うち軽霊柩)
		一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管 内	その他	管 内	その他	
	事業者数	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他					
新 潟	事業者数	718	164	7	17	101	0	819	164	4	2	823	166	1,977 0
	車両数	20,193	5,991	573	222	381	0	20,574	5,991	9	24	20,583	6,015	3,522 0
長 野	事業者数	635	179	9	21	84	2	719	181	4	2	723	183	2,858 (7)
	車両数	12,820	4,723	186	223	231	7	13,051	4,730	20	16	13,071	4,746	4,779 (8)
富 山	事業者数	617	108	3	25	45	1	662	109	12	10	674	119	1,117 (2)
	車両数	11,121	2,535	116	120	200	4	11,321	2,539	37	0	11,358	2,539	1,551 (2)
石 川	事業者数	742	114	2	15	54	2	796	116	11	4	807	120	1,284 0
	車両数	10,270	2,957	35	186	179	17	10,449	2,974	74	37	10,523	3,011	2,007 0
合 計	事業者数	2,712	565	21	78	284	5	2,996	570	31	18	3,027	588	7,236 (9)
	車両数	54,404	16,206	910	751	991	28	55,395	16,234	140	77	55,535	16,311	11,859 (10)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊柩」欄の事業者数には、霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として( )書きで表示した。